

ポイント解説速報

有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について（令和4年度）を公表

金融庁は2022年3月25日、2022年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書に対するレビュー（審査）の実施概要について公表しました。



ポイント

- 2022年3月期以降の有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項として、主に以下の会計基準の公表を踏まえた財務諸表等規則等の改正を挙げている。これらを対象に有価証券報告書レビューの法令改正関係審査を実施する。
 - ・ 「収益認識に関する会計基準」
 - ・ 「時価の算定に関する会計基準」
- 有価証券報告書レビューの重点テーマは以下のとおりである。このテーマに着目して審査対象会社が選定される。
 - ・ 「収益認識に関する会計基準」
- 前年度の有価証券報告書レビューの審査結果として、法令改正関係審査及び重点テーマ審査に関する指摘事項が示されている。

1. 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項

2022年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項は以下のとおりです。

(1) 新たに適用となる開示制度に係る留意すべき事項

2022年3月期以降に適用される開示制度のうち、主なものは以下の会計基準の公表・改正を踏まえた財務諸表等規則等の改正です。

- ・ 「収益認識に関する会計基準」
- ・ 「時価の算定に関する会計基準」、「棚卸資産の評価に関する会計基準」の改正、及び「金融商品に関する会計基準」（以下、「時価の算定に関する会計基準等」）

後述のとおり、これらの開示内容について、有価証券報告書レビューの法令改正関係審査が実施されます。

(2) 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項

2021年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書レビューについて、審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項が公表されました。

なお、昨年度と同様、重点テーマ審査の審査対象会社数を新型コロナウイルス感染症の流行以前に比べて大幅に絞り込んだ旨も記載されています。

① 法令改正関係審査

以下の会計基準に係る開示要求事項に関する調査票への回答内容を確認し、注記項目の開示漏れ等の有無が審査されました。

- (1) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」
- (2) 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の改正
- (3) 過年度の審査結果のフォローアップ

(1) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」

全体として大きな課題等は識別されなかった一方、以下の留意点が示されています。なお、注記項目の識別や具体的内容等に関する重要性の判断については審査対象外となっています。

審査項目	留意すべき事項
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」	<ul style="list-style-type: none"> ■ 項目の識別について 開示すべき重要な会計上の見積り項目の識別においては、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクが否かについて、影響の金額的大きさ及びその発生可能性に関する企業自身の適切な総合的判断が求められる。開示すべき会計上の見積り項目に漏れ等がないように慎重な判断を期待する。 ■ 具体的な内容等の開示について 開示すべき具体的な内容や記載方法（定量的情報若しくは定性的情報、又はこれらの組み合わせ）については、開示目的に照らした企業自身による適切な判断が求められる。投資家がリスクの内容を十分理解できるように具体的な内容等の開示がなされることを期待する。

このほか、後述の重点テーマ審査（新型コロナウイルス感染症に関する開示）でも改善の余地がある事項が示されています。また、金融庁公表の「[監査上の主要な検討事項（KAM）の特徴的な事例と記載のポイント](#)」において、KAMに重要な仮定に関する具体的な記載がある一方で注記に具体的な記載がない事例、KAMで会計上の見積り項目を記載している一方で注記そのものがない事例について、注記に課題が見受けられる事例として紹介している旨も示されています。

(2) 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の改正

全体として大きな課題等は識別されなかった一方、以下の留意点が示されています。なお、注記項目の識別等に関する重要性の判断については審査対象外となっています。

審査項目	留意すべき事項
「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の改正	<ul style="list-style-type: none"> ■ 重要な会計方針として記載すべき項目の見直しの要否を定期的に検討することに留意する。例えば、以下のような場合には特に留意が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連する会計基準等が存在しない新たな取引や経済事象が出現した場合 ・ 業界特有の会計処理方法等、該当する事項はあるものの、重要性が乏しいために省略していたが、経営環境やビジネスの変化等により当該事項の重要性が増加した場合

(3) 過年度の審査結果のフォローアップ

2019年度及び2020年度の有価証券報告書レビューのフォローアップについて、大半の提出会社の開示で改善を確認できたものの、「役員の報酬等」で改善の余地がある事項、「株式の保有状況」で投資家が期待する好開示との乖離がある事項が示されています。

項目	改善の余地がある事項等
<p>役員の報酬等</p> <p>（特に「当事業年度の提出会社の役員の報酬等の額の決定過程における、提出会社の取締役会及び委員会等の活動内容」に関連）</p>	<p>【改善の余地がある事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 当要求事項は、コーポレート・ガバナンスの観点で、取締役会及び委員会等の活動の内容の記載が求められているものであり、役員の報酬等の額を取締役会等で決定していること（決定方針等）ではない。そのため、<u>当事業年度における役員の報酬を決定する過程で、取締役会等において、いつ、どのような内容の審議を行って決定したか、具体的に活動内容を記載することに留意する。</u> ■ 役員報酬について、取締役会の決議によって決定の全部又は一部を取締役（例えば、代表取締役等）に再一任している場合においても、<u>取締役会の活動内容（例えば、再一任に関する審議を行った取締役会の審議内容及び開催時期等や再一任を受けた取締役により決定された内容について取締役会で審議を行っている場合にはその審議内容及び開催時期等）を記載することに留意する。</u>
<p>株式等の保有状況</p> <p>（特に「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有方針及び保有の合理性を検証する方法や個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」や「経営方針・経営戦略等、事業の内容及びセグメント情報と関連付けた定量的な保有効果」に関連）</p>	<p>【主な投資家が期待する好開示のポイント（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 保有方針に関して、<u>保有先企業のノウハウ・ライセンスの利用等、経営戦略上、どのように活用し得るかについて具体的に記載することを期待する。また、保有の上限を設定して記載することや売却の方針等がある場合は当該方針を記載すること等を期待する。</u> ■ 保有の合理性を検証する方法に関して、<u>純投資のように時価（含み益）や配当金によるリターンを評価するのではなく、事業投資と同様、事業の収益獲得への貢献度合いについて具体的に記載することを期待する。</u> ■ 個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の <u>内容に関して、取締役会等の具体的な開催日時や議題等を記載する。</u> ■ <u>定量的な保有効果を記載する。定量的な保有効果の記載が困難な場合、どのような観点で定量的な測定が困難だったかを具体的に記載する。</u>

② 重点テーマ審査

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する開示

「審査の視点」として、以下の審査方針が示されています。

- ・ 形式的に開示内容の不備の有無を判断することは困難な旨
- ・ 不備の指摘を主目的とせず、投資家の適切な投資判断を可能とし、投資家との建設的な対話につなげるため、より充実した開示に向けた対話型の審査を基本とした旨

全般的な留意事項

項目	改善の余地がある事項
経営者の視点による充実した開示	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の不確実性が高まる中、経営者の視点による充実した開示を行うことは、投資家の投資判断にとって重要と考えられる。しかしながら、取締役会や経営会議等において議論された新型コロナウイルス感染症に関する経営環境、経営方針、経営リスク等の内容について、十分に開示されていない事例が見受けられた。経営者の視点による充実した開示が行われることを期待する。
セグメントごとの開示	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新型コロナウイルス感染症の影響は、通常、セグメントごと（事業、地域等）に異なることが考えられる。セグメントごとの違い（あるいは、違いが少ない場合にはその内容も含む）について、十分に開示されていない事例が見受けられた。セグメントごとの情報に関して、経営者の視点による深度ある開示を行うことを期待する。
一貫性のある開示	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新型コロナウイルス感染症に関する開示は、通常、有価証券報告書の非財務情報及び財務情報の複数の箇所にまたがる。それぞれの箇所で記載されている内容の関係性が不明瞭な事例が見受けられた。それぞれの開示項目の目的に照らし、投資家にわかりやすく、首尾一貫した開示を行うことを期待する。

個別の留意事項

項目	改善の余地がある事項
経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた経営者の経営方針・経営戦略等に関して、セグメントごとの情報開示が不足している。 ■ 経営方針・経営戦略等の見直しに関する判断の内容の情報開示が不足している。
事業等のリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業績への影響のみ記載されており、従業員の働き方やサプライチェーンへの影響といった、事業活動に与える影響等についての記載が不足している。 ■ リスクの内容（顕在化する可能性の程度や時期、影響額等）に関する開示が不足している。 ■ リスクへの対応策についての記載が不足している。
経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新型コロナウイルス感染症に関するセグメント別の分析など具体的な説明が不足している。
重要な会計上の見積り注記	<ul style="list-style-type: none"> ■ 将来の事業計画において、将来の新型コロナウイルス感染症の影響に関する経営者の見積りを反映している点は分かるものの、どのような点を主要な仮定としているか等の具体的な記載がない。 ■ 特定の事業の固定資産に関する追加の減損リスクを記載しているにも係らず、全社ベースでの固定資産の残高のみ開示されている。また、項目名についても、特定の事業に関する固定資産の減損であることが明確ではない。

上記の他、それぞれの審査項目に対応した「改善の余地がある開示例（実際の開示例を元に加工）」や「改善の方向性」、「好開示例」なども示されています。

(2) IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

「審査の視点」等として、昨年度と同様、以下の審査方針等が示されています。

- ・ 審査対象会社数を大幅に絞り込んだ旨
- ・ 不備の指摘を主目的とせず、IFRS第15号の開示目的等に照らし、より充実した開示に向けた対話型の審査を基本とした旨
- ・ 「収益認識に関する会計基準」（日本基準）の適用会社にも参考になる旨

全般的な留意事項

項目	改善の余地がある事項
一貫性のある開示	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個々の開示内容は基準に従った開示と考えられる一方、項目間の関係性を読み取れない事例が見られた。個々の開示要求に対する形式的な対応にとどまらず、関連する開示が全体として開示目的を達成するための十分な情報となっているか検討することが求められる。 <p>(改善の余地があると考えられる例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 履行義務に関する情報の説明と収益の分解に関する情報の区分が異なる。 ・ 履行義務に関する情報とそれが契約残高に与える影響の関係性が明確ではない。また、どの履行義務と関連する契約残高であるかが明確ではない。
開示の要否の判断	<ul style="list-style-type: none"> ■ 以下の理由により、基準で求められている開示を省略している事例があるが、これらは開示を省略する理由として適切ではないと考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊な履行義務ではないため ・ 業界慣行に従い処理しているため ・ 日本の会計基準による会計処理と差異がないため ・ 非財務情報等において記載しているため
重要性の判断	<ul style="list-style-type: none"> ■ 重要性の判断は開示目的とともに考慮すべきであり、重要性がないとして要求されている開示を省略する際には、その省略によって開示目的の達成に必要な情報の理解も困難になっていないかどうか検討することが求められる。 ■ 重要性が乏しい事項について、開示されている定量的情報等からその旨を読み取ることができない場合は、重要性が乏しいことが分かるように簡潔な説明を加えることも有用と考えられる。

個別の留意事項

項目	改善の余地がある事項
履行義務 (第119項)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 履行義務の充足時期の説明が、基準の表現の転記等の抽象的な内容にとどまっており、企業特有の収益の認識態様が具体的に説明されていない。 ■ 履行義務に関して、重大な支払条件（通常の支払期限、契約に重大な金融要素があるかどうか、対価の金額に変動性があるかどうか、等）が説明されていない。 ■ 主要な履行義務の内容に関して、抽象的な説明にとどまっており、企業固有の取引内容や履行義務が具体的に説明されていない。 ■ 代理人取引が存在することは示されているが、どの履行義務において代理人として取引しているかが説明されていない。
履行義務の充足の時期の決定 (第124項、第125項)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一定の期間にわたり充足する履行義務について、収益を認識するために使用した方法やその使用した方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる理由に関する説明がない。 ■ 一時点で充足される履行義務について、顧客が財又はサービスに対する支配をいつ獲得するのかを評価する際に行った重要な判断に関する説明がない。
契約残高 (第116項、第117項)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約資産や契約負債の残高に関する定性的な説明がなく、これらの残高と履行義務の充足や通常の支払い時期との関係性が不明瞭となっている。
残存履行義務に配分した取引価格 (第120項、第122項)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 残存履行義務に配分した取引価格に関して、企業がいつ収益として認識すると見込んでいるのかについて、最長と考えられる期間のみ説明している。 ■ 残存履行義務に配分した取引価格に関する開示に関して、第121項の実務上の便法を適用しているかどうか、及び、顧客との契約からの対価のなかに取引価格に含まれていないものがあるかどうか説明されていない。
取引価格及び履行義務への配分額の算定 (第126項)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取引価格の算定（変動対価の見積り）について記載されていない。 ■ 取引価格の配分が必要な場合において、財又はサービスの独立販売価格の見積に関する情報の記載がない。
収益の分解 (第114項、第115項)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 収益の分解情報と収益の分解情報以外の情報（特に履行義務の内容）との関係について、十分に理解できるような説明がない。 ■ 分解した収益とセグメント情報の関係について十分な説明がない。 ■ 顧客との契約から認識した収益とその他の源泉から生じた収益が区分されていない。
重要な判断／見積りを伴う判断 (IAS第1号第122項、第125項)	<ul style="list-style-type: none"> ■ IAS第1号第122項の規定に基づき、「会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表に最も重要な影響を与えるもの」として、収益認識に係る会計方針や注記の項目全体を参照先として記載しているが、参照先において当該判断が具体的に説明されていない。 ■ IAS第1号第125項の規定に基づき、「将来に関して行う過程及び見積りの不確実性の他の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正を生じる重要なリスクがあるもの」として、収益認識に係る会計方針や注記の項目全体を参照先として記載しているが、参照先において当該判断が具体的に説明されていない。

上記の他、それぞれの審査項目に対応した「改善の余地がある開示例」や「改善の方向性」、「好開示例」なども示されています。

II. 有価証券報告書レビューの実施について

2022年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書レビュー（審査）の実施概要は以下のとおりです。また、過去の有価証券報告書レビューにおいて、フォローアップが必要と認められた会社についても別途審査が実施されます。

(1) 法令改正関係審査

2022年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の提出会社を対象として、以下の会計基準の公表に関連する財務諸表等規則等の改正について審査することとしています。

- 「収益認識に関する会計基準」
- 「時価の算定に関する会計基準等」

有報提出会社は、[金融庁のホームページ](#)に公表された所定の調査票に必要事項を記入し、当該調査票を財務局等に提出することとされています。また、決算月ごとの提出スケジュールも示されています。

(2) 重点テーマ審査

以下のテーマに着目し、2022年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の提出会社から審査対象会社を選定することとしています。

- 「収益認識に関する会計基準」

審査対象会社には、個別の質問状が財務局等から送付されます。質問内容には、上記の重点テーマ以外の事項が含まれる場合があるほか、必要に応じて根拠資料の提出も求められます。質問状に対する回答期限は2週間程度であり、回答内容について、法令等及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に照らして、会計処理や開示の適正性等が審査されます。回答内容に不明点や疑問点が残った場合、財務局等から追加で質問を受ける場合があるとされています。

(3) 情報等活用審査

上記に該当しない場合であっても、適時開示や報道、提供された情報等を勘案して審査を実施することとしています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2022 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません。(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、 「IASB®」、 「IFRIC®」、 「IASB for SMEs®」、 「IAS®」 及び 「SIC®」 はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。